



金 沢 市 公 報

第 2 9 1 3 号

平成29年(2017年)9月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	1
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	1
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の休止について (")	2
○介護保険法の規定による事業者の指定について(5件) (介護保険課)	2
○燃やすごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について (リサイクル推進課)	3
○都市計画の決定について (都市計画課)	6
○都市計画の変更について (")	6
● 公 告	
○予防接種を行うことについて(2件) (健康政策課)	7
○土地区画整理組合の理事の退任について (市街地再生課)	8

● 選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	8
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	9
○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	9
○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	9
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	9
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	9
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	10

告 示

●金沢市告示第288号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
キリン堂 長坂薬局	金沢市長坂2丁目1番42号	平成29年7月1日

●金沢市告示第289号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
アップルクリニック	金沢市近岡町294番地9	平成29年6月30日
ファーマみらい赤土町薬局	金沢市赤土町二150番地1	平成29年6月30日
土谷内科医院	金沢市桜町19番10号	平成29年7月18日

●金沢市告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	休止年月日
デンタルケア南條歯科	金沢市小坂町南650番地	平成29年8月1日

●金沢市告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770105987	学研ココファン金沢三ツ屋ヘルパーセンター	金沢市三ツ屋町口38番地1	株式会社学研ココファン	平成29年7月1日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770105995	デイサービスココファン湯癒館・問屋町	金沢市問屋町1丁目38番地1	株式会社学研ココファン	平成29年7月1日	通所介護 介護予防通所介護

●金沢市告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1790100851	デイサービスすまいる千木	金沢市千木町ヲ1番地1	株式会社北陸環境開発	平成29年7月1日	地域密着型通所介護

●金沢市告示第293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790100844	グループホーム 田上さくらの里	金沢市田上さくら 1丁目123番地	株式会社アイデア テ	平成29年7月3日	認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護
1790100497	グループホーム 花小町もろえ	金沢市諸江町中丁 154番地1	社会福祉法人花木 蓮	平成29年7月23日	認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護

●金沢市告示第294号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770105987	学研ココファン金 沢三ツ屋	金沢市三ツ屋町口 38番地1	株式会社学研ココ ファン	平成29年7月1日	居宅介護支援

●金沢市告示第295号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106001	デイサービスすま いる千木	金沢市千木町ヲ1 番地1	株式会社北陸環境 開発	平成29年7月1日	介護予防通所介護

●金沢市告示第296号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により燃やすごみ等収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 委託した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（事務所の所在地）
株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト北陸支 店 北陸支店長 室林 明子	金沢市大手町4番1号 NTT白鳥路ビル

コメリホームセンター金沢大友店 店長 宮田 勲	金沢市大友2丁目311番地
忠村 哲二	金沢市粟崎町ホ93番地1
有限会社スプレッド 代表取締役 岩木 義明	金沢市専光寺町そ7番地
浦 利晃	金沢市窪4丁目560番地
三田 國男	金沢市東山2丁目8番14号
前島 武	金沢市平和町2丁目13番18号
米林 曠子	金沢市菊川2丁目29番24号
株式会社マルエー 代表取締役社長 山本 一郎	白山市鶴来本町1丁目ワ111番地
株式会社コメリパワー津幡店 店長 伊井 芳広	河北郡津幡町字庄ホ8番地
片山 元	金沢市松村1丁目375番地2
株式会社三崎ストア 代表取締役 三崎 哲也	金沢市弥勒町口71番地
長井 美武	金沢市本町1丁目9番16号
株式会社長田金物店 代表取締役 中村 栄治	金沢市八日市出町701番地
株式会社表酒店 代表取締役 表 聡太郎	金沢市瓢箪町16番10号
佐藤 康夫	金沢市神田1丁目8番4号
小泉 勝紘	金沢市森山2丁目20番28号
野市 猛	金沢市弥生1丁目16番4号
株式会社キリン堂 代表取締役 寺西 豊彦	大阪府大阪市淀川区宮原4丁目5番36号
田辺 愛子	金沢市寺町4丁目3番3号
扇田 外司	金沢市有松2丁目15番4号
株式会社マルシン 代表取締役 丸岡 信之	金沢市問屋町1丁目113番地
ダイヤモンド商事株式会社 代表取締役 柚木 陽一	金沢市下近江町24番地
株式会社タナカ・ジム 代表取締役 田中 寧	金沢市天神町1丁目13番8号
有限会社近本酒店 代表取締役 近本 嘉一	金沢市芳斉1丁目6番27号
新保酒販株式会社 代表取締役 新保 公尉	金沢市割出町633番地1
金沢市青果食品商業協同組合 代表理事 須田 紀久治	金沢市西念4丁目6番1号
有限会社高崎薬品 代表取締役 高崎 優	金沢市昭和町5番3号
櫻井 順子	金沢市芳斉1丁目6番25号
株式会社ナルックス 代表取締役 中西 茂宏	金沢市鳴和1丁目1番10号
株式会社スタイリストゴトウ 代表取締役 後藤 一陽	金沢市藤江北4丁目464番地

山成商事株式会社 代表取締役 山口 宗大	七尾市作事町80番地
山田 栄一	金沢市野町2丁目5番10号
ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
ホームプラザナフコかほく店 店長 椋 裕高	かほく市森ヨ87番地1
竹村 尚志	金沢市押野2丁目118番地
原 成	金沢市茨木町24番地2
経田 俊徳	金沢市東山1丁目17番7号
株式会社北出商店 取締役社長 北出 正幸	金沢市幸町17番8号
横山 清恵	金沢市菊川1丁目14番16号
瀬戸 一志	金沢市弥生1丁目17番32号
株式会社うちかた屋商店 代表取締役 内潟 一之	金沢市上安原1丁目9番地
ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野 秀晴	東京都千代田区外神田2丁目2番15号
若林 修	金沢市円光寺2丁目6番7号
株式会社クスリのアオキ 代表取締役社長 青木 宏憲	白山市松本町2512番地
全日本食品株式会社 代表取締役社長 平野 実	東京都足立区入谷6丁目2番2号
株式会社久保 代表取締役 久保 聰	金沢市兼六元町3番15号
高橋 克知	金沢市浅野本町1丁目15番15号
長谷川 梅子	金沢市新竪町3丁目133番地
廣澤 豊子	金沢市尾張町1丁目1番14号
株式会社PLANT 代表取締役 三ツ田 佳史	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
株式会社にしき堂 代表取締役 西木戸 秀幸	金沢市古府1丁目60番地
飯田 泰広	金沢市大額2丁目35番地
中村 信生	金沢市高坂町ホ35番地
有限会社トータルヤマザキ 代表取締役 山崎 茂弘	金沢市本町1丁目1番18号
山上 博	金沢市泉1丁目3番2号
有限会社装健 代表取締役 橋本 篤子	金沢市玉川町16番5号
魚津 純一	金沢市森山2丁目2番21号
有限会社ヨシモト金物 代表取締役 吉本 祐治	金沢市入江1丁目595番地
合同会社東 代表社員 東 省一郎	金沢市観音堂町口63番地1
ファーマライズ株式会社 代表取締役 田仲 義弘	東京都中野区中央1丁目38番1号

株式会社平和堂アル・プラザ金沢 支配人 北川 嘉嗣	金沢市諸江町30番1号
特定非営利活動法人みんなの力駅西 理事長 市原 義昭	金沢市北安江4丁目26番2号
西村 俊雄	金沢市此花町10番21号
株式会社エムオーエー商事 代表取締役 田口 誠	金沢市京町24番地33
金沢大学生生活協同組合 理事長 奥野 正幸	金沢市角間町
富田 成一	金沢市三馬3丁目199番地
有限会社庄田酒販 代表取締役 庄田 諭司	金沢市八日市3丁目565番地
沖 豊	金沢市金石西4丁目3番20号
東急ハンズ金沢店 店長 赤石 栄子	金沢市香林坊2丁目1番1号 香林坊東急スクエアGF
清水 美紀子	金沢市長町3丁目3番12号
株式会社酒のかわサキグループ 代表取締役 川崎 信也	加賀市作見町二の29番地の1
富木 健児	金沢市菊川1丁目12番2号

2 委託した事務

燃やすごみ等収集手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成29年11月1日から平成30年3月31日まで

●金沢市告示第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市新保本1丁目の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	ウッドパーク 新保本地区 地区計画

●金沢市告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 高度地区	金沢市広坂1丁目の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	広 坂 地 区

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者	平成29年9月11日から 平成30年3月31日まで	別表のとおり
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日の属する年度の末日までの間にある女子		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
北野 博嗣	北野内科クリニック	金沢市幸町5番27号
藤田 伸一郎	さくら内科クリニック	金沢市元町2丁目6番10号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の3に規定する者	平成29年9月11日から 平成30年3月31日まで	別表のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
野村 匡晃	浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地
藤田 伸一郎	さくら内科クリニック	金沢市元町2丁目6番10号
青野 大輔	地域医療推進機構金沢病院	金沢市沖町ハ15番地
岩戸 雅之	南ヶ丘病院	金沢市馬替2丁目125番地

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により土地区画整理組合の理事の退任の届出があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市副都心北部直江土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
橋本 源一郎	金沢市北間町ハ10番地	平成29年7月31日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の

1の数(条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成29年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,548人

●金沢市選挙管理委員会告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成29年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,789人

●金沢市選挙管理委員会告示第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第2項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成29年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,789人

●金沢市選挙管理委員会告示第18号

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第30項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成29年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,548人

●金沢市選挙管理委員会告示第19号

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数(合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第30項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成29年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,895人

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第25号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項(金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年9月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成29年5月1日から同年7月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 48,640円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 48,010円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 48,820円
- 2 原料価格変動額 40,700円
算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 48,820円(1トン当たり平均原料価格) = 40,700円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 40,700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円
この結果、平成29年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から33.38円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第26号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年9月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成29年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格
1トン当たり 48,010円
- 2 原料価格変動額 38,300円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 48,010円(1トン当たり平均原料価格) = 38,300円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 38,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、平成29年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から78.14円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

平成29年(2017年)9月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)9月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄